

利用承認にあたっての確認事項

承認書の交付により、次の事項を履行いただくこととなりますのでご了承ください。

会場責任者の駐在

- 利用承認申請書に記入された会場責任者は、ご利用の開始から終了の時間までは駐在していただきますようお願いいたします。
- ご利用当日、会場責任者は、出雲市民会館職員と常に連絡が取れるように所在を明らかにしてください。

利用料のお支払い

- 請求書がお手元に届いてから2週間以内に施設利用料を納めていただきますようお願いいたします。
 ※方法・・・現金持参又は口座振込（振込手数料は、貴方で負担してください）
 島根県農業協同組合 塩冶支店（普通）0066163
 山陰合同銀行 出雲支店（普通）2333028
 名義 公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団 理事長 榎野 信幸（マキノノブキ）
- 冷暖房料及び設備・器具利用料は、ご利用日催事終了後にお支払いください。

ご利用の変更

利用承認申請書を提出された後にご利用の変更をされる場合は、利用変更承認申請書にご記入の上提出をお願いします。

	大ホール・展示室・多目的室	左記以外の施設	還付額
変更可能期間 (増額変更は当日までOK)	ご利用日の1ヶ月前まで	ご利用日の7日前まで	—
増額変更した場合	差額分を追加支払い		
減額変更した場合	ご利用日の6ヶ月前まで	ご利用日の6ヶ月前まで	80%還付
	ご利用日の1ヶ月前まで	ご利用日の7日前まで	50%還付
	上記の期間を経過しているとき	上記の期間を経過しているとき	還付なし

- ※変更可能期間の経過後はご利用の変更はできません。ご利用の取り止めの後、新たに申込みをしていただくこととなります。施設が空いていれば、増額変更は当日まで可能です。
- ※施設の利用状況などにより変更が認められない場合がありますので、変更可能かどうか、あらかじめご相談をいただきますようお願いいたします。

ご利用の取り止め（キャンセル）

ご利用を取り止められるときは、利用変更承認申請書にご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

届出時期		料金の 支払状況	還付又は請求額
大ホール・展示室・多目的室	左記以外の施設		
ご利用日の 6ヶ月前まで	ご利用日の 6ヶ月前まで	支払済み	施設利用料の80%を還付
		未納	施設利用料の20%を請求
ご利用日の 6ヶ月前から 1ヶ月前まで	ご利用日の 6ヶ月前から 7日前まで	支払済み	施設利用料の50%を還付
		未納	施設利用料の50%を請求
上記の期間を経過している時		支払済み	還付なし
		未納	全額請求

※利用料の還付の場合は、「利用料還付請求書」を合わせてご提出ください。